伊勢崎市入札・契約制度の一部見直しについて

令和5年4月1日

本市では、公共工事等に関する入札・契約制度について競争性、透明 性及び公平性を高めるため、入札・契約制度の見直しを行います。

主な見直し内容は、次のとおりです。なお、見直し内容については、 令和5年度から適用します。

つきましては、引き続き本制度の実施について御理解と御協力をお願いいたします。

1 最低制限価格及び低入札価格調査制度における算定基準について(一部見直し)

現在、建設工事の入札案件において採用している最低制限価格及び低入札価格調査制度の調査基準価格について、ダンピング受注対策のより一層の強化を図るため、一部算定基準を変更します。

変更点

建設工事(最低制限価格及び低入札価格調査制度の調査基準価格共通)

一般管理費に乗じる値を、10分の5.5から10分の6.8に変更します。

区分	1	2	3	4	合計額
建設工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	上限:10
	に10分の	に10分の	に10分の	に <u>10分の</u>	分の9.2
	9. 7を乗	9を乗じて	9を乗じて	<u>6.8</u> を乗	下限:10
	じて得た額	得た額	得た額	じて得た額	分の7.5

[※] 下線部以外については変更ありません。

2 市内業者への優先的発注について (継続)

平成22年度から市内業者への優先的発注に取り組んでまいりましたが、引き続き市内 業者を優先した発注とします。なお、競争性を確保できない案件については、準市内等の 業者とすることもあります。

3 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡承諾について(継続)

建設業の資金調達の円滑化を推進するため、これまで原則認めていなかった伊勢崎市が 発注する建設工事に係る工事請負代金債権の譲渡について、一定の条件を満たした場合に は認めることとします。

【条件】

- ・債権譲渡先は、(株)建設経営サービス又は群馬県建設事業協同組合とする。
- ・市税その他市に対する納付金を滞納していないこと。
- ・国その他公共団体等からの債務の取立てについて、債権差押え等の通知を受けていないこと。
- ・届出の理由が、債権譲渡をしないと工事の施工に支障があると認められること。 詳しい手続方法は、契約検査課にお問合せください。

4 小規模工事及び修繕における発注について(継続)

小規模工事及び修繕における発注については、公平で公正な執行と適正な競争性の確保に努めるとともに、市民の疑惑を招くことのないよう透明性を確保しつつ、偏った業者選定とならないよう留意します。

5 入札時の内訳書提出について(継続)

平成26年6月4日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されたことにより、ダンピング受注の防止等のための措置として、全ての工事案件について、引き続き入札時に内訳書の提出が必要となります。

6 総合評価落札方式について (継続)

価格と品質が総合的に優れた調達を実現するために、大型案件に対し採用している総合 評価落札方式について引き続き採用するとともに、執行時点での社会情勢、技術力の評価 や工事内容等を踏まえ適用対象案件を決定いたします。

7 現場代理人の常駐義務緩和について(継続)

平成23年6月1日から現場代理人の常駐義務緩和措置を行っていますが、引き続き同様の措置を行います。

8 社会保険の加入促進について(継続)

競争入札参加資格登録業者を対象に、社会保険の加入促進を図るため、引き続き契約時 に社会保険加入確認書を提出していただきます。